

# おひさ かわら版

No.135

平成 29 年 11 月

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890

OFFICE IKEDA

## 11月の予定

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	1	2	3 文化の日	4
5	6	7	8	9	10 源泉所得税 住民税	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 勤労感謝の日	24	25
26	27	28	29	30 社会保険料 固定資産税・国民健康保険税	1	2

### 「労働時間等設定改善指針」「育児・介護休業指針」 が改正されました。

年次有給休暇や子の看護休暇・介護休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、「労働時間等設定改善指針」および「育児・介護休業指針」が改正され、平成 29 年 10 月 1 日から適用されています。いずれも企業に対して義務を課すものではありませんが、「配慮」等が求められています。

#### ◆「労働時間等設定改善指針」の改正点

《ポイント①》「地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休校日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるように配慮すること」が盛り込まれました。

《ポイント②》「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者ための休暇制度等を設けることについて検討すること」が盛り込まれました。

《ポイント③》「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」が盛り込まれました。

#### ◆「育児・介護休業指針」の改正点

「子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること」が盛り込まれました。

#### ◆ 11月10日

- ・源泉所得税、  
住民税特別徴収税納付 10 月分

#### ◆ 11月30日

- ・社会保険料の納付  
(健保・厚生年金) 10 月分
- ・固定資産税 4 期
- ・国民健康保険税 5 期

### 『保険料控除証明書』 が送付されます

年末調整や確定申告の際に必要な  
なりますので、大切に保管して置いて  
下さい。

- ・生命保険 10 月中旬～12 月頃
- ・地震保険 10 月中旬～12 月頃
- ・国民年金 11 月頃
- ・国民健康保険 1 月～2 月頃